

3 地域活動への各種支援制度について

地域活動の種類	活動の内容 (対象経費)	支援対象 (申請)団体	支援区分
公益的地域活動全般	<ul style="list-style-type: none"> ・事務費 会議開催経費、会館維持管理費、役員手当など ・事業費 美化活動、レクリエーション活動、子ども会や老人クラブへの助成 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会町内会 ・地区連合自治会 町内会 	補助金
自治会町内会館の 整備 ※	自治会町内会館の整備に要する費用 【整備の種類】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新築・購入 既存の建物を撤去し新築する場合含む ・ 増築 既存の建物の床面積の増加 ・ 耐震補強工事 耐震診断に基づいて行う工事 ・ 修繕 既にある建物の部分に対して、機能の維持向上、模様替え等のために行う工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会町内会 ・地区連合自治会 町内会 	補助金
			融 資
防災活動 ※	町の防災組織(各自治会町内会)が行う防災関連の会議費、訓練費、資機材購入費などの 防災活動費	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会町内会 	補助金
防犯活動 ※	地域内で実施する防犯パトロールなどの 防犯活動に要する経費 (帽子、反射ベスト、ジャケット購入費 など)	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会町内会 ・地区連合自治会 町内会 	補助金
防犯灯の維持・管理	自治会町内会からの申請に基づいて、横浜市が LED防犯灯を新設 します。	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会町内会 ・地区連合自治会 町内会 	市事業
	自治会町内会が所有する「 防犯灯 」の 電気料金や修繕費	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会町内会 ・地区連合自治会 町内会 	補助金
新たに地域課題を 解決しようとする活動	区内で地域福祉の推進など 地域課題解決に向けた事業 に必要な経費	旭区民を含む2人以上の団体	補助金

※は、右上にあります「公益的地域活動全般」の「摘要欄」の※を、ご参照願います。

**地域活動を推進するため、活動内容に応じた各種支援制度がありますので
ご利用ください。**

支援(補助・助成等)制度	支援の申請先	申請時期	摘要
<p>「地域活動推進費補助金」</p> <p>加入世帯数又は対象経費に応じた金額 (前金払・翌年度精算)</p>	<p>地域振興課 地域活動係 954-6091</p>	<p>4～6月</p>	<p>※他の補助金・助成金の交付を受ける場合、他の補助金・助成金の対象となる支出は、地域活動推進費補助金の補助対象経費にはなりません。 補助金対象額の1/3が補助金額を下回った場合、返還金が発生します。</p>
<p>「自治会町内会館整備事業補助金」</p> <p>補助率1/2(共通) 【上限額の例】 ・新築・購入:125,000円/㎡ かつ1,500万円 ・増築:630万円 ・耐震補強工事:380万円 ・修繕:250万円</p>	<p>地域振興課 地域活動係 954-6091</p>	<p>実施前年度 4月～6月</p>	<p>必ず事前にご相談ください。</p>
<p>横浜市との協定を結んだ民間金融機関からの融資</p>	<p>金融機関</p>	<p>市からの補助決定後</p>	<p>法人化している必要があります。 詳細は、各金融機関にお問い合わせください。</p>
<p>「町の防災組織活動費補助金」</p> <p>世帯数×160円</p>	<p>総務課 庶務係 954-6007</p>	<p>4～6月</p>	<p>支出額が補助金額を下回った場合、返還金が発生します。</p>
<p>「まちぐるみ地域防犯推進事業助成金」</p> <p>・単位自治会町内会: 対象経費の1/2または20,000円 ・地区連合自治会町内会: 対象経費の1/2または50,000円</p>	<p>地域振興課 地域活動係 954-6091</p>	<p>5～6月</p>	<p>予算の範囲内で交付額を決定しますので、申請が多い場合には助成額が減額される場合があります。</p>
<p>「LED防犯灯設置事業」</p> <p>自治会町内会等に代わり、市が経費負担をし、設置します。</p>	<p>地域振興課 地域活動係 954-6091</p>	<p>5月頃</p>	<p>各自治会、町内会より、設置等の申請を受け付けます。 要望内容等によっては、設置できない場合もあります。</p>
<p>「防犯灯維持管理費補助金」</p> <p>年度当初(4/1現在)に所有する防犯灯数×2,200円</p>	<p>地域振興課 地域活動係 954-6091</p>	<p>4～6月</p>	<p>地域活動推進費補助金と同時に申請します。</p>
<p>「あさひのつながり応援補助金」</p> <p>対象経費の9割 【上限】5万円</p>	<p>地域振興課 地域力推進担当 954-6028</p>	<p>4月～12月</p>	<p>必ず事前にご相談ください。 予算の上限に達し次第、申請受付を終了します。</p>